

議第9号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成31年3月1日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、金3,668,580円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金1,889,208円を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅家賃を滞納している者の市営住宅賃貸借契約締結以前から配偶者であり明渡しまで市営住宅に同居していた者に対し、民法第761条等の規定により、市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第10号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例（平成１７年奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合条例第２３号）第２条第１項第４号の規定に基づき、平成３１年１月１日付けで奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から市に移管された金銭債権

2 放棄する債権の額 1, 260, 975円

(1) 住宅新築資金貸付金 746,727円

内訳 元金 722,873円 (貸付元金6,200,000円)

利子 23,854円

(2) 宅地取得資金貸付金 514,248円

内訳 元金 499,726円 (貸付元金5,000,000円)

利子 14,522円

3 債務者



4 放棄の理由

債務者が破産手続により免責決定を受け、連帯保証人2名のうち1名は死亡しており、他1名は生活保護法の規定による保護に準じた状態にあり、かつ、奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能と判断されたことにより、債権の回収が困難であると判断したため

5 その他

放棄する債権の額の約4分の3に相当する944,000円は、奈良県住宅新築資金

等貸付助成事業により補てんされる予定である。

理由 住宅新築資金等貸付金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条
第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第11号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

生活保護法第63条返還金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

68,900円

3 債務者

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第63条返還金に係る金銭債権の権利の放棄について、
地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第 12 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

生活保護法第 78 条徴収金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

221,162 円

3 債務者

[REDACTED]
[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第 78 条徴収金に係る金銭債権の権利の放棄について、
地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第13号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成31年3月1日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

休日夜間応急診療所の診療料に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

15,360円（内訳別紙）

3 債務者

別紙のとおり（10人）

4 放棄の理由

民法（明治29年法律第89号）第170条第1号による診療料の時効期間3年が経過している債権については、当該債権の回収が困難であると判断したため

理由 休日夜間応急診療所の診療料に係る金銭債権の権利の放棄につき、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第13号別紙

	住所	債務者	債権の額
1			860円
2			1,240円
3			2,610円
4			2,630円
5			3,310円
6			3,110円
7			1,600円